主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人川島英晃の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれど もその具体的条項を明示しないばかりでなく、その所論の実質は刑訴四〇五条の上 告理由に当らない。また記録を精査しても本件につき同四――条を適用すべきもの とは認められない。.

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一二月二四日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官